

## 社会福祉法人 白糠町社会福祉協議会 庶路地区ふれあいサロン事業実施要領

### (目的)

第1条 高齢者や障がい者の方々が住み慣れた自宅や地域で自立した生活を送ることができるように、家庭的で気楽に楽しく集える「交流の場」の提供を行い、地域住民やボランティアの協力による高齢者等の「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」を目的とし、日常生活の閉じこもり防止や住民同士の支え合い、様々な世代間の交流の促進等の役割を担い、地域づくりの推進を図るものとする。

### (事業内容)

第2条 この事業は、高齢者等の運動機能維持向上と生きがいづくりを主な実施内容とするが、その他の内容は地域代表や参加者の要望・意見を取り入れたものとする。

#### = 事業内容例 =

- (1) 「茶話会」
- (2) 「運動・教養・レクリエーション活動」
- (3) 「ふれあい講座・高齢者等医療講座」
- (4) 「手作り会食会・お楽しみ会」
- (5) 「季節行事」
- (6) その他

### (運営)

第3条 この事業は、社会福祉協議会及び、地域・ボランティア・参加者の各代表からなる「代表者委員会」をもって事業運営を行う。

2 代表者委員会は、社会福祉協議会代表2名、地域代表2名、ボランティア代表1名、参加者代表1名をもって構成し、委員長1名、副委員長1名を置く。

3 代表者委員会は、必要に応じて開催することができる。

### (運営経費)

第4条 この事業の経費は、社会福祉協議会の予算及び必要に応じて参加者から徴収する一時金をもって行うものとする。

### (送迎)

第5条 この事業においての送迎は、原則として行わない。しかし、次の場合に限り、送迎を認めるものとする。

- (1) 参加者同士での乗り合い
- (2) 参加者の家族による送迎

### (実施場所及び開催日・時間)

第6条 この事業の実施場所は、白糠町庶路2丁目7-40「庶路寿の家」とする。

2 開催日及び開催時間は、次の通りとする。

- (1) 開 催 日 每月第3火曜日
- (2) 開催時間 午前10時から15時まで

(活動上の事故対応)

第7条 参加者は損害保険に加入し、保険料は主催者が負担する。

2 事故等があった場合は、保険取扱い先に速やかに報告し事務手続きを行う。

(実施内容等の記録)

第8条 実施した都度、その概要（利用者人数や実施した内容等）について記入し、保管する。

(その他)

第9条 この他に、必要な事項が生じた場合には、代表者委員会で協議し定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。